

明治初期における塵芥処理制度に関する二、三の考察

—— 京 都 を 中 心 と し て ——

正会員 京都府衛生部 山崎達雄

概 要

近世において、河川管理上の問題として取上げられた塵芥処理も、安政年間のコレラの流行を契機に、公衆衛生上の問題として捉えられるようになり、1869（明治2）年の告諭では、伝染病予防の点から塵芥処理の必要性が説かれている。また、近世においては、塵芥処理の上で果した機能についても疑問があった塵芥捨場についても、1869（明治2）年、1870（明治3）年と設けられ、更には、1872（明治5）年には、京の町の代表である総区長から、いくつかの小学校区毎に自から選定した塵芥捨場について設置請願がだされるなど、京都における塵芥処理の上で欠くことのできない存在となってきた。

明治初期における京都の塵芥処理で注目されるのは、1875（明治8）年に化芥所が設置されたことである。化芥所は、殖産興業・文明開化の世相を背景に、塵芥の再資源化を目的として設置されたものである。化芥所による塵芥収集の方法は、現代における一般廃棄物の収集システムと大差はないが、化芥所が目的とした塵芥の再資源化については多様なことが計画されているが、堆肥以外、その実態は確認できていない。その後、化芥所については、1882（明治15）年に民間に貸下され、明治20年代まで存続し、京都における塵芥処理に果たした役割は小さくないが、1890（明治23）年の「塵芥採取請負人心得」の制定まで塵芥処理は、町の仕事として行われているのである。

1 はじめに

前報⁽¹⁾では、江戸・大阪と対比しつつ、近世の京都における塵芥処理の状況を紹介し、江戸時代において、都市問題として塵芥処理が問題となるのは、塵芥の河川等への投棄による河川交通等に対する影響等、主に河川問題であることを明らかにした。

本報では、更に時代をすすめて、日本の近代化の礎となった明治初期（明治元年から明治15年位まで）における塵芥処理の状況について報告することにした。

明治初期の京都は、王政復古後、他府県に先達って速やかに行政機構の整備が図られ、更に、東京遷都による政治、社会等の面における地盤沈下を懸念して、様々な分野で近代化への道が模索されている。

療病院、医学校等の衛生施設や舎密局、染殿等の勸業施設が西洋技術の導入を図りつつ設置されている。塵芥処理の分野でも化芥所が設置され、日本で始めて塵芥の再資源化が計画されているので、これについても紹介することにした。

2 明治初期における塵芥処理

(1) 近世における塵芥処理

明治初期における塵芥処理の状況について論述する前に、前報に基づき近世における塵芥処理の状況を簡単に概括しておく、おおむね次のとおりである。

- 塵芥としては、日常生活から生ずる厨芥類や不燃物、川・溝浚の泥等、更には火災等の災害時や祭礼等に生ずる不要物等であり、それらについて排出量等の推定を行うことは困難であること。
 - 塵芥の処理は、各町の仕事であり、各戸から各町毎に設けられたと思われる塵溜に一旦捨てられた後、町の手により、洛中や洛外の空地へ運搬されること。
 - 都市問題として塵芥処理が問題となるのは、河川や溝等への塵芥の投棄による河川交通への妨害、農業用水の利水上の障害、更には都市における下排水の排除への影響等、主に河川管理上の問題であること。
 - このため、京都町奉行所は洛中塵芥捨場7か所を設けるが、それら捨場については必ずしも十分な機能を果しておらず、度々河川等へ塵芥投棄を禁止する旨の御触れがだされていること。
- 上記のように、近世における塵芥処理は、河川等

を管理する上での問題として取上げられても、現代のように公衆衛生上の視点からは問題とされていない。それは、近世の塵芥が量的にも質的にも現代と大きく異なることにもよるが、公衆衛生に対する現代と近世の考え方の相違にも大きく左右されていると思われる。

近世においては、疾病のみならず人間の健康でさえ、何か超自然的なものに依存するものとする考え方が民衆の間で根強く、人間を取りまく生活環境には、あまり大きな関心は払われていない。

日本において公衆衛生に対する考え方を変更する契機となったのは、文政年間に日本へ侵入し、1858（安政5）年等に猛威を振ったコレラの流行であった。コレラの流行の最初は、各町で「神やすめ」などの祈禱が行われている⁽²⁾。コレラの予防・治療策として、ある種の食物の摂取制限、煎薬の飲用、十分な睡眠等が考えられているが、コレラの伝染の媒体である患者の吐瀉物等の処理等、生活環境に十分な注意が払われていない。

その後、西洋医学との接触等を通じて、次第に生活環境に目が向けられるようになり、明治の初期には、塵芥や尿尿、更にはそれら以外の腐敗物から生ずる臭気等が、コレラの流行の元凶と考えられ、塵芥処理も公衆衛生上の問題とされてくるのである。

(2) 公衆衛生と塵芥処理

京都において、塵芥処理が公衆衛生上の問題として認識され、布告等で取上げられるのは1869（明治2）年1月10日の告諭がはじめてである。（資料1）

ここでは、明らかに、公衆衛生一特に伝染病予防の立場から、塵芥処理が考えられており、またその処理の必要性が説かれていることがわかる。

更に、京都府が民意を聞くために堀川竹屋町に設けた目安箱に、中年寄、添年寄⁽³⁾の職務怠慢を弾劾する匿名の投書が、1869（明治2）年2月にあり、そのなかで、中年寄等の職務怠慢の事例として、市中における塵芥処理問題が取上げられている。この投書があったすぐ後に、目安箱へ匿名の投書を禁ずる告諭がだされているのでこの投書そのものが讒訴の疑いもないことはない。だが、目安箱への投書に記されるほど、市中における塵芥の散乱や溝浚え後の泥等の放置は、目に余るものがあったことは想像

資料 1

告 諭

家まわり門口等塵芥つもり悪水溜りては、腐敗の気一種毒を生じ、人身にふれて様々の病となる由、先年暴吐瀉の流行するとき、諸方の名医此病予防の事を説たる中にも、兼て家廻りに腐敗のものちり芥などを置さるよふ、悪水の滯らさるよふに清浄にせよとあり。京都の町々兎角塵芥腐敗のもの多、溝のさらへも怠れり。是等の事より諸人様々の病にうみては不便の事に付、町内申合せ町々の掃除溝さらへ等に早速取掛るへし。是病難を未だ萌さるに防ぎ、人命を未だ病さるに救ふ理りなれば、疎に考える事なかるへし。

右之通洛中洛外社寺とも無洩相違る者也

己巳正月十日

京 都 府

（出典：「京都府史」）

できる。

当時の塵芥処理は、近世と同様に各町で処理されていたと考えられるが、塵芥処理が河川等への影響だけではなく、伝染病の温床にもなりかねない公衆衛生上の問題となると、維新政府のお膝元だけに、各町の個別処理だけに任すわけにはいかなかったのである。

1869（明治2）年3月、洛中を二条通、三条通、烏丸通、千本通で4か所に分割して、前年に設置した流民集所の窮民による塵芥の掃除、溝浚え等を命じている。

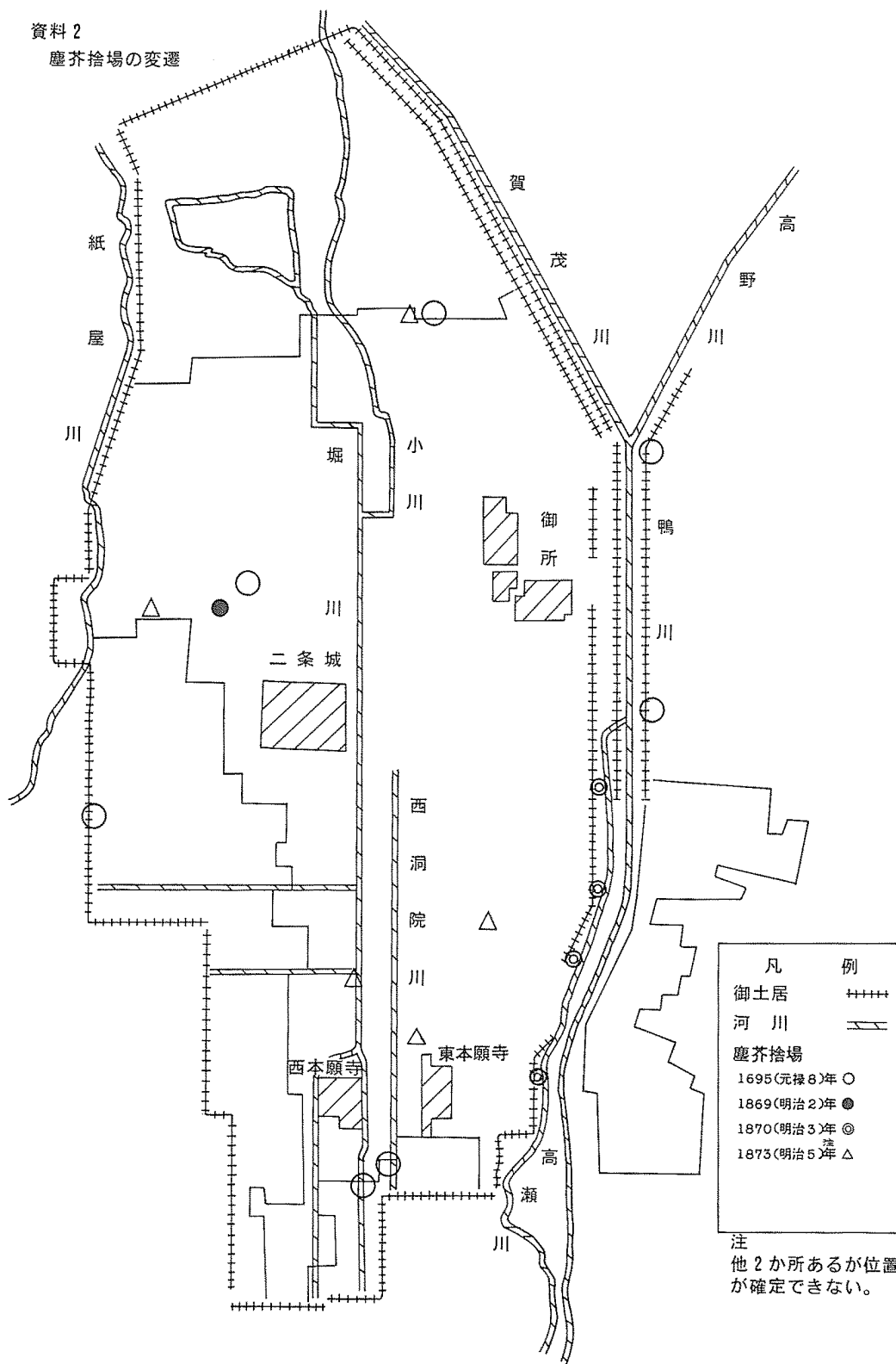
更に、同年11月には、近世において洛中塵芥捨場が設けられた天秤堀の周辺に、塵芥捨場3か所を設けるとともに、翌年1月には、高瀬川沿いの浜地等4か所を塵芥置場として指定し、これらの捨場等へ塵芥を捨てることを洛中触れているのである。（資料2）

(3) 1873（明治5）年における塵芥処理の状況

明治初期になると、前述したとおり塵芥処理については、公衆衛生上の問題としても取上げられるが、近世において問題となった河川等への塵芥の投棄が全く消滅したわけではない。⁽⁴⁾

「明治4・5年中堤防事件」等の資料に基づき、1873（明治5）年における河川等への塵芥の投

資料2
塵芥捨場の変遷



棄等に関し、京都府へ願書等があったものをまとめてみると、資料3のとおりである。

それによれば堀川、西洞院川、白川等洛中及びその周辺を流れる河川への塵芥の投棄が、依然として問題となっていることがわかる。ちなみに、同年3月13日に、農業用水の取水堰のある堀川松原他2か所に塵芥投棄禁止の制札を願い出ている中堂寺村は、100年前の1773（安永2）年に、隣村である壬生村と一緒に、京都町奉行所へ堀川への塵芥投棄禁止を訴えていたのである。また、中堂寺村の願書があったためか、堀川周辺の各町に対して、同川への塵芥投棄禁止の布達があり、中堂寺村より少し下流にあたるが、下京第32区の志水町では、同年6月に堀川筋への塵芥投棄禁止について町内申合せを行っている。

現在、堀川については、市内主要幹線である堀川通の拡幅のため、一部で暗渠化がすすめられており、1903（明治36）年に市電布設のために姿を消

し、今では幻の川となってしまった西洞院川と同様の運命をたどろうとしている。京都市内には、「鴨川を美しくする会」等、鴨川、高瀬川、白川を対象として多くの河川美化の住民団体がある。これらの団体の運動の底流には、資料3にもあげたように昔からの河川美化へのたゆまぬ努力—それは、とりもなおさず、川が住民の生活の中に生きついている証差であるが—がある。堀川がこのような運命をたどるのは、その両側を自動車、道路によってはさまれ、堀川が住民との交流を失ったためであろう。

暗渠化の道をたどろうとしている堀川の行く末は、私達の都市環境を考える際に、重要な示唆を与えてくれないだろうか。

さて、1873年における塵芥処理で注目されるのは、同年6月に総区長から市内7か所の空地等を塵芥捨場として願い出ていることである。⁽⁶⁾ 従前の塵芥捨場は、上から設けられたものが多く、實際上、各町から運搬するには不便が生ずる地域もあったのであろう。このため、小学校区を基本に7か所（上京4か所、下京3か所）の塵芥捨場を設けることとし、その選定にあたっては、1.人家から離れたところ、2.荒無の地等未利用地であることを基準に、寺、屋敷跡地等の空地を選ぶとともに、3.従前から塵芥捨場が設けられた場所も付け加えている。また、これらの塵芥捨場の選定にあたっては、地元区の同意を得ていると報告している。

更に、この塵芥捨場の設置により、各戸よりの塵芥の取捨てが可能となり、塵芥捨場の地主にとっても、「地料之入費」が不要であると主張し、その利点を説いている。實際上、各戸からこれらの塵芥捨場へ運搬は不可能であったと思われるが（事実、山⁽⁷⁾伏山町では、町の入費で各戸の塵芥を取捨している⁽⁸⁾）。従前より塵芥の取捨ては便利になったのではあるまいか。

3 化芥所における塵芥処理

(1) 化芥所の成立

明治初期における塵芥処理が、近世とは違って公衆衛生面からも規制が加えられようとしたことは前述のとおりであるが、京都において注目されるのは、塵芥の再資源化が試みられようとするものである。

近世は、ある意味では現代よりもリサイクル社会

資料 3

＝1873（明治5）年におけ河川への塵芥投棄状況＝

- 1/28 下京24番組、白川筋4ヶ所に塵芥投棄禁止制札下附願い出。
- 2/23 下京25番組、水路流通塵芥清掃の仰せにより白川筋泥浚願い出。
- 2/25 下京24、33番組、白川の川掃除、土砂浚願い出。
- 3/13 中堂寺村、村用水へ塵芥等押流されるゆえ、堀川等3ヶ所に制札願い出。
- 5/23 西九条村、湧水減少により堀川、西洞院川の泥浚願い出。
- 5/28 下京第20区の宮川筋五町目町、加茂川塵芥投棄禁止の制札下附願い出。
- 6/— 下京第32区の志水町で堀川筋塵芥取捨禁止につき町内申合せ。
- 6/2 上京第32区加茂川の丸太町中州へ塵芥投棄禁止制札下附願い出。
- 11/— 府土木課、加茂川夷川の川中に塵芥投棄禁止の制札下附。

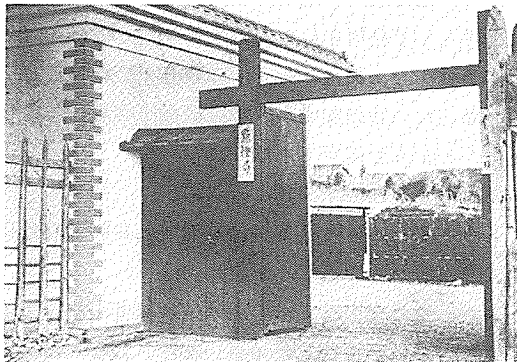
（出典：「明治4・5年中堤防事件」、⁽⁵⁾
「志水町文書」）

といえる。物は大切に扱われ、また修繕等によって繰返し利用されるので、物の寿命は長い。更に、紙屑、古鉄等の不要物についても、廃棄物となる前に回収され再利用されることも少なくなかった。ただ生産技術が十分に発達していない社会では、生み出す不要物の種類も多くなかったが、反対にリサイクルできるものは、技術的に限定されていたのである。

明治初期に、京都府が計画した塵芥の再資源化は、個々の不要物を対象としたものではなく、各戸から排出される塵芥を収集し、塵芥から有用物を選別、回収、化製するという塵芥そのものを対象とする計画であった。

京都府は、1875（明治8）年2月に、「化芥塵芥分析規則」を制定・公布するとともに、同年5月に舎密局の下に化芥所を設けて、塵芥の収集・再資源化事業に着手している。（資料4及び5）

資料4 点燈局化芥所



(2) 塵芥の収集事業

化芥所における塵芥の収集体系は、現代と大きな相違はない。すなわち、塵芥の収集は、ほぼ月に1回各町をまわる定期収集と、各戸等の要請に応じて収集を行う臨時収集の2つに大別される。

定期収集は次のとおりに計画された。

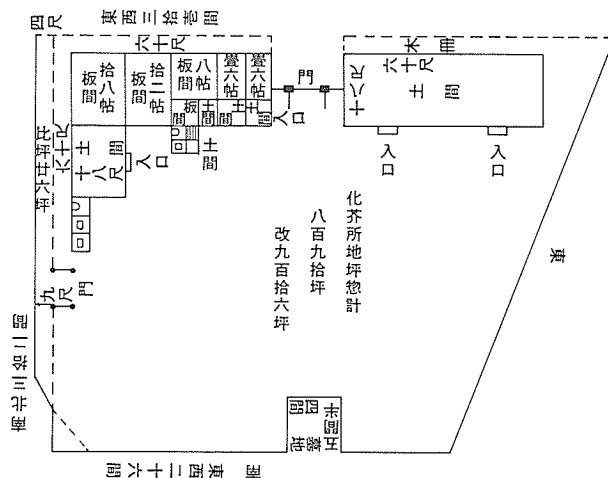
化芥所の塵芥採取夫64人を4人で1組の計16組に分ける。各組は運搬車（荷車か）でもって、採取時間である午前6時から午後6時までの間に、5町を巡回して塵芥を収集する。16組では、1日に80町をまわることができることになる。当時、上京、下京あわせて1688町の町があったので、3日間の休暇を見込んでも24日目で京都を一巡することになり、1か月に1回の定期収集が行えることになる。

収集した塵芥は、下京第15区の南園小路及び下京第17区の堀川五条に設けられた化芥所へ運搬される。⁽⁹⁾

もし、各戸等が上記の定期収集を待てないなど、臨時に塵芥の処理を必要とする場合は、各戸の前に「塵芥」と印した印形をつり下げて、塵芥の収集を望む意志を明示するか、又は、所属の小学校を通じて化芥所へその旨を申出れば、化芥所から塵芥収集のための運搬車が差向けられることになる。

現代の一般家庭を対象とした京都市の塵芥収集は、一般ゴミについては週2回の定期収集、粗大ゴミ等のそれ以外のゴミについては、各清掃事務所に収集

資料5



（出典：『田中吉太郎文書』（京都市歴史資料館収集））

を依頼する臨時収集の2通りである。収集回数や運搬方法、更には臨時収集にあたっての意志伝達手段等の違いはあるが、明治初期に考えられた塵芥収集システムには、現代と大きな変化はない。

また、道路、川、橋等に放置された塵芥等についても、各町から化芥所へ報告することとされたので、これらの塵芥についても化芥所で収集等が行われたと考えられる。

なお、塵芥収集費用については、毎月表家は1銭、裏家は半銭とされ、また臨時収集の費用については、運搬車1台に付き3銭、1台に満たない場合は1銭とされた。表家、裏家で費用負担を区別したのは、当時、多くの町で必要経費の負担を、表家・裏家で区別して徴収していたためである。これらの費用は、各町で取りまとめの上、翌月の5日に舎密局へ納付することになっている。

(3) 塵芥の再資源化事業

化芥所における塵芥の再資源化については、まず、有用物と思われるものが選別され、更に、選別された有用物を他のものに化成するか、又は堆肥化を行うことが計画されている。

塵芥からの有用物の選別については、「化芥塵芥分析規則」における「上下京并名戸塵芥活用見積」（資料6）によれば、紙屑、繊維くず等をはじめ、あらゆる塵芥が対象とされている。廃プラスチック類、廃酸・廃アルカリ、鉍さい等、現代の科学文明が生み出した廃棄物を除けば、現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定義されている廃棄物で、この資源化で対象とされていないのは汚泥位の

ものである。また、これらの選分現物については、当時の塵芥の内容を考える上で非常に参考となろう。

次に、選別された有用物の再資源化であるが、これは大きくわけて

- 肥料として利用するもの。
 - エネルギー源として燃料に利用するもの。
 - 化製等によって他のものに転用するもの。
- の3つの再資源化が計画されている。

廃棄物が肥料化され、また燃料として利用されることは、戦前までは何処でも行われてきたことである。現代でも、コンポスト化やゴミ発電等、規模等は異なるが行われている。しかし、化芥所において、これらの塵芥の再資源化が実際に行われたのか、また、行われたのであれば、その方法は何なる方法かなど、その詳細を把握できる資料は見当たらない。このため、化芥所の塵芥の再資源化は、掛け声だけで、単なる塵芥の処理に終わった可能性も否定できない。ただ、化芥所で収集してきた塵芥が肥料又は土壌改良材として利用されたこともあったことは、1882（明治15）年に、化芥所の塵芥を肥料等として下附願いたい旨の願書が京都府に提出され、認められたことから確認できる。

(4) 化芥所に対する各町の対応

化芥所における塵芥処理に対する各町の反応はどうであったのであろうか。

京の中心部の町では、化芥所に塵芥の収集を依頼するところが多かったに違いない。たとえば祇園祭に山伏山の山車をだす山伏山町では、1876（明治9）年から、同町の会所家の塵芥処理費用等とし

資料 6

資料 6

鳥獣甲	羽毛類	芥不可名状類	石櫛皮	大上鳥類	牛馬等糞	植物茎葉等	冬瓜皮仁	桃核	煮魚包及塩	陶磁器	玻璃器
硫酸製糞培	臥褥用	糞培料	石櫛皮	糞培料	西洋堆糞料	焼灰	冬瓜仁	桃仁	糞培料		
		消石灰土		硫酸シモニア	糞培料		消石灰土				玻璃再製
					ボツトアス				ボツトアス		

漆器片	木材片	竹屑	竹草	魚鰾類	箱包皮	柑橘皮	盆道具	貝殻	朱塗木片	獣魚骨	獣草片	草鞋井取靴	麦藁	米藁
焼灰	焼灰	焼灰	草履	糞培料	西瓜皮	陳皮	弱粉リフキ等	糞培料	焼灰	脂膏	糞	糞	焼灰	焼灰
	燃料	燃料	ハナ緒	硫酸シモニア	西瓜仁			蛤粉	水銀	糞培用	泥炭用スサ	硝石母土	硝石母土	糞培
ボツトアス	ボツトアス	ボツトアス	ボツトアス	硫酸シモニア	ボツトアス	硝皮油	硝皮油		ボツトアス	硝	阿膠	ボツトアス	ボツトアス	ボツトアス

毛氈	麻布	綿布	絹布	紙屑	糞分現物	上下京并戸塵芥活用見積
乱髪霜					化成	発生物
青酸製品	泥炭用スサ	藍色ハ二用				
		紙			紙	

(出典：「京都府百年の資料」(社会編))

（出典：「京都府百年の資料」（社会編））

て、毎月百銭づつを化芥所に納付して、塵芥の収集等を化芥所へ依頼している。⁽¹¹⁾

だが、京の周辺の町では、少し事情が異なっていた。これら周辺部の町では、既に塵芥は、周囲の畑や藪等に堆肥として利用される等、殊更新たてて塵芥の収集を行ってもらう必要がある町は、少なかつたに違いない。更に、その収集に費用を負担することになれば、尚更の事であった。

1875（明治8）7月、上京第14区は、化芥所による塵芥の収集中止及び塵芥収集費用の負担反対の歎願書を京都府に提出している。⁽¹²⁾

これに対して、化芥所は、

- 化芥所の事業には、塵芥の収集・再資源化だけでなく、窮民の救助という目的もある。
- 塵芥収集費用は、窮民の救助に充てるという目的からも徴収しているものである。
- このため、化芥所による塵芥の収集が必要でない町でもその費用は負担すべきものである。
- もし、上京第14区の歎願を認めることになれば、京周辺部に位置する、あわせて21の区に大きな影響を与え、化芥所の存続があやぶまれる。

の理由から、同区の請願を認めないことを主張した。

その後、上京第14区と化芥所の間で、同区における化芥所による塵芥の収集を行わないことでは合意する。しかし、費用負担の点については、上京第14区側は、同区には借屋住い等の貧民が多く負担に耐えないとして、当面90戸から100戸分にあたる1円を負担すると主張するが、化芥所側は、1円では同区の総戸数788戸に遠く及ばないとして納得せず、折合うことができなかったのである。結局、この点については、化芥所が借屋住等については貸主からその費用を負担させることとし、1875（明治8）年9月、化芥塵芥分析規則の改正を行っているのである。

化芥所は、塵芥収集・処理事業のみならず、窮民救済厚生事業としての役割も果していることがわかる。更に、1879（明治12）年2月に、化芥塵芥分析規則の改正が行われ、報酬として与えられた賃金の20分の1を更生資金として積立てさせておき、化芥所退所時に返還して起業資金とすることになり、一層、窮民救助事業としての性格が色濃くなっている。

(5) 化芥所の民間貸下し

当初目的とした塵芥の再資源化事業については別にしても、化芥所が明治初期の塵芥処理事業に果たした役割は小さくなかったが、1881（明治14）年1月に、京都の産業振興・文明開化に積極的な役割を果たした京都府知事榎村正直が議定官に転出するに及んで、榎村時代に設けられた舎密局をはじめ、文明開化・産業振興等の施設が次ぎ次ぎに民間に払下げられ、化芥所もその一環として、1882（明治15）年4月にその設立以来、化芥所で塵芥収集等の指導にあたってきた広野孫三郎等に貸下され、化芥塵芥分析規則も廃止されている。

同規則の廃止にあたっては、化芥所による塵芥採取順序等を定めた規則が検討されたが採用されず、結局、京都の各町における塵芥処理は、各町の自主的判断に任かされることとなった。このため、引続き化芥所での塵芥収集等を希望する場合には、化芥所と個別に協議することになり、また、同規則の廃止に伴い、塵芥収集等を行う者も出現したので、こ

資料 7

府施設払下

施設名	設置	払下	払受者
舎密局	3・11	明14	明石 博高
窮民授産所	〃	貸下16・2 ⁽¹⁾	石田治兵衛他
製革場	4・1	14・1	明石 博高
養蚕場	4・4	13	浅田 豹作
製絲場	5・6	貸下7・4 ⁽²⁾	野村揆一郎他
製靴場	6・2	14	明石 博高
伏見製作所	6・12	14・1	明石 博高
織工場（明12・4織殿と改称）	7・6	14・2	中井三郎兵衛
化芥所	15・6 ⁽³⁾	20・7	京都織物会社
染殿	8・3	貸下15・4	
パピールファブリック	8・11	廃上14 ⁽⁴⁾	
集産場	9・1	13・8 ⁽⁵⁾	磯野小右衛門
宮津舎密試験所	9・12		
燃絲場	10・8	14	小室 守造
綾部製紙場	15・11	22・4	北村豊次郎
	13・4	16・3	

注 (1)のち西陣共進織物会社となる。(2)明14・7住友に売却。(3)再び府営。(4)舎密局払下と共に廃止、業務は織殿染色部に引継。(5)明39・5梅津製紙(株)、大13・6富士製紙(株)工場、昭8・5王子製紙(株)工場

著者注 化芥所は、広野孫三郎へ貸下と推定

(出典：「京都府百年の年表」(商工編))

れらと個別と約定し、処理を行うことになったのである。

また、京都府は、化芥所の貸下しなどに伴い、1882（明治15）年4月に塵芥捨場3か所を指定し、塵芥処理の受け皿を確保するとともに、同年7月に「塵芥掃除規則」を制定して、各町における塵芥の衛生的処理に努めるように触れている（資料8）。これ以後、1890（明治23）年4月の「塵芥採取請負人心得」⁽¹⁴⁾制定まで、塵芥処理は、各町の仕事として行われるのである。

資料 8

甲第151号

塵芥掃除規則左之通相定メ上下京区内へ来ル八月一日ヨリ施行候条此旨該区一般へ布達候事
明治十五年七月十四日 京都府知事北垣国道
塵芥掃除規則

第一条 塵芥ハ邸内適宜ノ場所へ桶或ハ箱壺等ノ入レ物ヲ設ケ之レニ溜置居宅廻リ等ニ堆積スヘカラス

第二条 前条溜置ク所ノ塵芥ハ少クモ十日毎ニ一度残リナク本年四月甲第八十三号布達ニ拠リ定メタル所ノ場所ニ取捨ツヘシ

第三条 塵芥ヲ取捨ツル所ノ運搬器ハ臭気汚ノ洩レ落チサル様蔽ヒ蓋ヲ施スヘシ

第四条 此規則ニ違背シタル者ハ刑法第四百二十六条ニ拠リ罰セラルヘシ

（出典：「明治15年^{從7月}_{12月} 甲号布達原書」）
（京都府総合資料館所蔵）

なお、民間に貸下された化芥所は、広野孫三郎等により、明治20年代の中頃まで運営され、京都における塵芥処理に大きな役割を果たすのである。

4 おわりに

明治初期における京都の塵芥処理状況をまとめてみると、次のとおりである。

- (1) 塵芥処理は、コレラ病等の流行を契機に、近世末期から明治初期にかけて公衆衛生上の問題として認識されるようになるが、明治初期には、依然として河川への塵芥の投棄は跡を絶たなかったこと。
- (2) 総区長から塵芥捨場設置請願が提出されるなど、

塵芥処理は、その初期においては近世に引続いて町の仕事であったが、公衆衛生上の問題もあってか、為政者側の対応も次第に行われていること。

- (3) 1875（明治8）年に化芥所が設けられ、塵芥の収集・再資源化が計画されているが、塵芥の再資源化の実態は堆肥以外明確な資料はなく、今後の研究に寄るところが多いこと。
- (4) 勸業政策等の転換に伴い、化芥所は、1882（明治15）年に民間に貸下され、京都における塵芥処理は、1890（明治23）年の「塵芥採取請負人心得」の制定までは、各町等の仕事として行われること。

<参考>

- (1) 「古都における塵芥処理のあゆみ」（山崎達雄 著 『第2回日本土木史研究発表会論文集』 1982年6月）
- (2) 北観音山町では、1859（安政6）年には、投病流行にともない度々八坂神社へ御百度を行い、供物を献納している。
- (3) 中年寄は、現代の行政区の区長、副年寄は、同じく副区長に該当する。
- (4) 京都府総合資料館蔵
- (5) 京都市歴史資料館蔵
- (6) 「自明治3年至同5年諸規則」（京都府総合資料館蔵）
- (7) 塵芥によって地味が肥え、肥料代が不要との意味か、また、塵芥捨場となることによって免税地となることか、不明。
- (8) 「町中ごもく捨人雇用出銭勘定帳他」（山伏山町文書、京都市歴史資料館収集）
- (9) 南園小路の化芥所の設置については資料がないため、著者はその存在を確認できていない。
- (10) 「明治15年1月2月人民指令」（京都府総合資料館蔵）
- (11) 「金銭出通」（山伏山町文書京都市歴史資料館収集）
- (12) 「京都府百年の資料（社会編）」。化芥所に関する記述は、同資料によるところが多い。
- (13) 「塵芥取集業者広告」（山名町文書、京都市歴史資料館収集）
- (14) 「京都の歴史」（第8巻）